

全民児連「被災地民児協支援金」のご案内 (被災地民児協支援金口座振込先について)

全民児連では、近年多発する大規模な自然災害に備え、平成 29 年 10 月より「被災地民児協支援金」口座を、常時開設しています。

都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協単位で任意に集められた「被災地で活動する民生委員・児童委員や民児協支援の募金」を全民児連に委託したいとご希望がございましたら下記口座にてお受けします。

お寄せいただいた募金は、全民児連「被災地民児協支援金」運営要綱に基づき、大規模災害被災地等に送金いたします。

被災地民児協支援金口座振込先

【金融機関名】三井住友銀行 【支店名】東京公務部

【預金種別】普通預金 【口座番号】175157

ふりがな しゃかいふくしほうじん ぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい
 【口座名義】社会福祉法人 全国社会福祉協議会
 ぜんこくみんせいいいんじどういいんれんごうかい ひさいちしえんきんぐち
 全国民生委員児童委員連合会 被災地支援金口

※振込手数料は、各民児協でご負担いただきますようお願いいたします。

※振込人名に、都道府県・指定都市名と民児協をご入力くださいますようお願いいたします。

(例. トウキョウト ハナサクダイイチミンジキョウ)

※領収書は発行いたしません(振込時の払込票発行をもって代えさせていただきます)。

※本口座へのご入金には「寄付金控除」の対象にはなりません。

全民児連「被災地民児協支援金」について

※詳細は全民児連 HP (<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/hisaichiminjikyoshienkin/>) 参照

●支援金の種類

「被災地民児協支援金」は、災害救助法適用災害※¹の被災地民児協、民生委員・児童委員に対し、次の3種類の資金援助を行います。

見舞金	災害救助法適用地域において、当該災害により死傷された民生委員・児童委員に対し、5万円～50万円の見舞金を、都道府県・指定都市民児協を通じて支払います。
一次支援金	発災後の初動体制構築のため、該当地域のある都道府県・指定都市民児協を対象に、規定額を当該都道府県・指定都市民児協に支払います。
二次支援金	復興段階での長期的な支援活動のための支援金として、運営要綱を基に、被災地域の委員定数×3,000円を基準に当該都道府県・指定都市民児協に支払います。

※¹ 令和6年度の主な災害救助法適用災害(令和7年3月31日時点) ※名称は内閣府 HP 記載に拠る

①令和6年7月9日からの大雨災害、②令和6年7月25日からの大雨にかかる災害、③令和6年台風第10号に伴う災害、④低気圧と前線による大雨に伴う災害、⑤令和6年11月8日からの大雨にかかる災害、⑥令和7年2月4日からの大雪にかかる災害、⑦令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害、⑧令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害

●ご留意願います！！

募金に際して都道府県・指定都市民児協や市区町村民児協、単位民児協でお取りまとめいただくにあたり、募金する側の委員が負担に感じるような集金方法や周知はおやめください。

募金するか否かも含めて、委員各個人が判断できるよう十分にご配慮をお願いします。

【お問合せ先】全国民生委員児童委員連合会 事務局
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 TEL. 03-3581-6747 / E-MAIL : z-minsei@shakyo.or.jp